

「容器包装識別等に関する家電業界のガイドライン 第3版」のFAQ

このFAQは一般財団法人 家電製品協会発行の「容器包装識別表示等に関する家電業界のガイドライン 第3版」に関する質問等を記載しております。

Q1. プラスチックフィルム製気泡緩衝材（エアキャップなど）を一括表示する際の名称は「緩衝材」でよいか？

「緩衝材」で問題ありません。

機能として「緩衝」を求めているのであれば「緩衝材」となり、製品表面の「保護」を求めているのであれば「シート」となります。

Q2. 一括表示の対象を指す適当な用語が「一括表示推奨用語」の一覧にないが、必ずこの中の用語で表現しなければならないか？

「一括表示推奨用語」の中からの選択が望ましいですが、必須ではありません。

識別表示に用いる用語は、業界ごとに統一されている方が消費者にとってわかりやすいので、ガイドラインに沿った表示が望まれます。

しかし、対象となる容器包装を示す用語が「一括表示推奨用語」の中に無く、かつお客様が識別しやすい用語が別があれば、それを用いることは問題ありません。

Q3. 板紙シートを折って作られたケース（印刷あり）に、補強材として内部に無地の板紙シートを追加している。この場合の一括表示は「シート」に統一しても問題ないか？

「箱、シート」と表示してください。

識別表示における部位表示は、容器包装の機能（役割）に応じて表現するべきなので、「箱」、「シート」と部位名称を区別してください。

Q4. 表示対象となる容器包装は一般消費者向け商品のものだけですか？

原則として一般消費者向け商品の容器包装となります。

「容器包装識別表示」の対象となる包装材は、一般家庭ゴミである「一般廃棄物」として排出される「容器包装リサイクル法」の対象容器包装であるため、事業ゴミなどの「産業廃棄物」となる容器包装は表示の対象ではありません。

Q5. 同一の容器包装を用いた商品を、一般消費者向けと事業者向けの両方のルートで販売するが、識別表示は表示した方が良いのか？

一般消費者向けに販売されるのであれば表示する必要があります。

理想は識別表示のあるものとなないものに包装材を分けた方が良いのですが、生産効率的に大きな無駄が生じる場合は、対象外の容器包装に表示されることも致し方ないものと考えます。

Q 6. 集合ケースにも表示する必要があるのか？

表示の必要はありません。

「容器包装識別表示」の対象となる包装材は、一般家庭ゴミとして排出される「容器包装リサイクル法」の対象容器包装であるため、産廃などの事業ゴミとして排出される集合ケースには表示する必要はありません。

Q 7. 全世界向けに共通使用する容器包装にも識別表示を表示しなくてはならないのか？

各国の法規に従って表示してください。

基本的にはACアダプタ等に複数の安全規格表示があるのと同様、その商品を販売する国のシンボル表示が求められ、全世界共通仕様の容器包装の場合は複数の国の法で定められたシンボル表示が必要です。

日本国内向けの識別表示を海外向けにも表示する場合には、仕向け国の法規に従う必要がありますので、出荷前に現地法人に内容を確認することを推奨します。

Q 8. 対象となる家電製品の範囲はどのように考えれば良いか？

一般消費者が購入し、使用する電気製品、ならびに周辺機器全般となります。

「資源有効利用促進法」における「容器包装識別表示」は、一般消費者による分別排出を容易にするためのルールです。したがって対象となる電気製品は、一般の消費者が家庭で購入し、容器包装を家庭ゴミとして排出することを前提として企画された商品となります。

Q 9. 液晶テレビのオプションである3Dメガネのレンズに貼られている保護フィルムは表示対象となるか？

識別表示の対象となります。

保護フィルムは商品を入れている、または包んでいるとは言えませんが、「資源有効利用促進法」における「特定容器包装」は「当該商品と分離された場合不要となるもの」と定められていることより、製品保護用フィルムも表示の対象となります。

Q 10. 見た目は段ボールのように見えるのだが、識別表示が「紙」となっているのはなぜか？

段ボール原紙の使用量が半分以下だからです。

複合素材の場合は、もっとも使用質量の多い素材として識別します。今回の場合は、表面に使用している板紙の質量が、それ以外の部分（中芯、裏ライナ）に用いている段ボール原紙の質量より多いため、紙として分類されます。

Q 11. 家電販売店で持ち帰りのために商品に掛けるPPバンドにも識別表示は必要か？

識別表示の必要はありません。

持ち帰りのためのPPバンドは「サービスの提供」を目的としたものであり、容器包装とは言えないため表示は不要です。またPPバンドが表示の対象となるのは、バンドが蓋の役割を果たしており、それがないと容器包装が成り立たない場合に限りです。

Q 1 2. 容易に分離の可能な複合素材の容器包装の識別表示はどうすれば良いか？

消費者が分離可能かどうかで判断して表示してください。

ただ単に差し込んでいるだけ、テープで仮止めされているだけなど、器具（カッターやペンチ）を使用せずに消費者が容易に分離可能な場合は、各々に識別表示を行ってください。

Q 1 3. 段ボールケースの内フラップに識別表示を印刷しても良いか？

開梱時に目につく場所であれば構いません。

原則は外包装表面の見やすい場所ですが、他の表示の都合等により印刷場所が確保できない場合は、消費者が開梱時に認識可能な場所であれば、内フラップ等でも問題ありません。

Q 1 4. 無地ケースにラベルを貼って出荷する場合、ラベルに識別表示が必要か？

ラベルに印刷が可能な場合は表示してください。

ラベルに最小サイズの識別表示を印刷するスペースが確保可能な場合は表示してください。ただし、ドットプリンタなどで文字のみを印字する場合は除きます。またラベル自身は、表示部位の対象にする必要はありません。

以上

※本 FAQ の作成では、一般社団法人 日本電機工業会 包装委員会の多大な御尽力を賜りました。
関係者の方々に深謝いたします。